第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

| |
|---|
| 建築主<br>　氏名<br>　郵便番号<br>　住所<br>　電話番号 |

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による

計画通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による

計画通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による

計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

（略）

| |
|---|
| 建築主<br>　氏名　　印<br>　郵便番号<br>　住所<br>　電話番号 |

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定による

計画通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定による

計画通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定による

計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

（略）